

## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月20日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
2. 都道府県名	○ 知事	◎ 市区町村長等
3. 市区町村名	徳島県	上勝町
4. 届出番号	2	
5. 独自利用事務の事例番号	108-1	
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.kamikatsu.jp/soshiki/somuka/oshirase/">http://www.kamikatsu.jp/soshiki/somuka/oshirase/</a>	

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による法律に定めるもの	上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第4号)に関する事務であつて規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	84	
③ 番号法別表第2の項	108	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		上勝町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第別表第1第3の項 上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第4号)に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一条	上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのつとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十二号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の障害者及び障害児の福祉に関する法律(以下「本法」といふ。)並びに、児童扶養手帳(以下「扶養手帳」といふ。)の規定によるもの	第1条 この条例は、重度心身障害者等に対し、医療費の一部を助成することにより、その保健の向上に寄与し、もつて重度心身障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例 上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則